

台風等に関する港長が行う勧告発出基準と船舶が執るべき措置(石巻港)

種類	発出の基準	発出時の船舶の執るべき措置					解除の基準	その他	
		大型船(注1)	中型船(注2)	危険物積載船	旅客船	小型船(漁船・プレジャーを含む)			
警戒体制 (略称:第一体制)	台風又は発達した低気圧の影響により、仙台管区気象台から石巻市に暴風、暴風雪、波浪警報の何れかの発表が予想される概ね12時間前	<ul style="list-style-type: none"> ●当直員の配置 ●連絡体制の確保 <ul style="list-style-type: none"> -VHF搭載船は常時聴守 -AIS搭載船は常時作動 等 ●荷役・作業中止の検討又は荷役・作業中止等に該当する場合は荷役・作業の中止 ●係留強化又は港外退避準備 ●水先人、曳船との調整(注3) 			●運航基準に基づき対応する			台風の強風域又は発達した低気圧の影響がなくなり、港内の安全が確認された場合	発出時期が夜間・早朝になると予想される場合には、状況に応じて事前に発出する。
避難体制 (略称:第二体制)	台風又は発達した低気圧の影響により、仙台管区気象台から石巻市に暴風、暴風雪、波浪警報の何れかが発表された場合(注5、注6) ただし、警報級を超える事象が予想される場合は、当該警報の発表によらず避難体制を発出する(注7)	<ul style="list-style-type: none"> ●連絡体制の確保 <ul style="list-style-type: none"> -VHF搭載船は常時聴守 -AIS搭載船は常時作動 ●荷役・作業中止 ●港外退避 <ul style="list-style-type: none"> ただし、港外退避が困難な場合には係留強化とし、万一に備え、曳船の使用を考慮する(注3) 	<ul style="list-style-type: none"> ●連絡体制の確保 <ul style="list-style-type: none"> -VHF搭載船は常時聴守 -AIS搭載船は常時作動 ●荷役・作業中止 ●係留強化又は港外退避 <ul style="list-style-type: none"> 万一に備え、曳船の使用を考慮する(注3) 	<ul style="list-style-type: none"> ●連絡体制の確保 <ul style="list-style-type: none"> -VHF搭載船は常時聴守 -AIS搭載船は常時作動 ●荷役・作業中止 ●港外退避 <ul style="list-style-type: none"> ただし、港外退避が困難な場合には係留強化とし、万一に備え、曳船の使用を考慮する(注3) 	●運航基準に基づき対応する	<ul style="list-style-type: none"> ●陸揚げ個縛強化 ●係留強化(注4) 	当該警報が解除され、台風の暴風域や発達した低気圧の影響がなくなり、港内の安全が確認された場合	発出時期が夜間・早朝になると予想される場合には、状況に応じて事前に発出する。	

(注1)大型船とは、5,000GT以上の船舶(クルーズ船を含む)をいう

(注2)中型船とは、5,000GT未満であって、危険物積載船、旅客船、小型船(漁船・プレジャーボート)以外の船舶をいう

(注3)水先人、曳船、綱取船の引受中止基準は風速15m/s以上であることを留意の上、調整をおこなうこと

(注4)小型船の係留強化においては、波浪及び高潮等による海面上昇を考慮した係留をすること

(注5)暴風、暴風雪警報の発表による避難体制は、予想される風向が北寄り(北西～北東)の場合等、港内への影響が限定的であると判断出来る場合は避難体制を発出しない

(注6)波浪警報の発表による避難体制は、波向が南寄り(南～南西)の場合に限り発出する

(注7)荒天避難海域を「石巻湾」と想定した場合、予想される風向及び波向が南寄りであって、避難船舶への影響が甚大となることが予想される場合は、遠方海域への避難時間を考慮し、発出基準によらず警戒体制及び避難体制を発出する